

# 埼玉県地域強靱化計画（素案）の概要

## 計画（素案）の位置付け

- ▶ 平常時から大規模自然災害に備えるため、国土強靱化基本法に基づき策定
- ▶ 国の計画や本県の特性を踏まえた5つの基本目標、9つの行動目標を設定

## 計画（素案）に示した目標と主な取組

基本目標	事前に備える目標（行動目標）	
	主な取組	
<b>I 県民の生命を最大限守ること</b>  <b>II 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること</b>  <b>III 県民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること</b>  <b>IV 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること</b>  <b>V 首都機能を維持・復旧するための機能を確保すること</b>	<b>1 被害の発生抑制により人命を保護する</b>	○ 住宅・建築物の耐震化等の促進 など
	<b>2 救助・救急・医療活動により人命を保護する</b>	○ 災害時医療体制の確保 ○ 医療スタッフの育成・確保 など
	<b>3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する</b>	○ 道路ネットワークの整備・通行の確保 ○ 道路施設の耐震化等による安全性の向上 など
	<b>4 必要不可欠な行政機能を確保する</b>	○ 防災活動拠点等の強化 など
	<b>5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する</b>	○ 清浄な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化 など
	<b>6 『稼ぐ力』を確保できる経済活動の機能を維持する</b>	○ 平常時からの産業創出 ○ 金融機能・産業機能の維持 など
	<b>7 二次災害を発生させない</b>	○ 災害に強い都市づくり など
	<b>8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする</b>	○ 行政機関の業務継続の確保 ○ 応急復旧の体制整備 など
	<b>9 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする</b>	○ 平常時からの連携関係の確立 ○ 支援・受援体制の確立 など